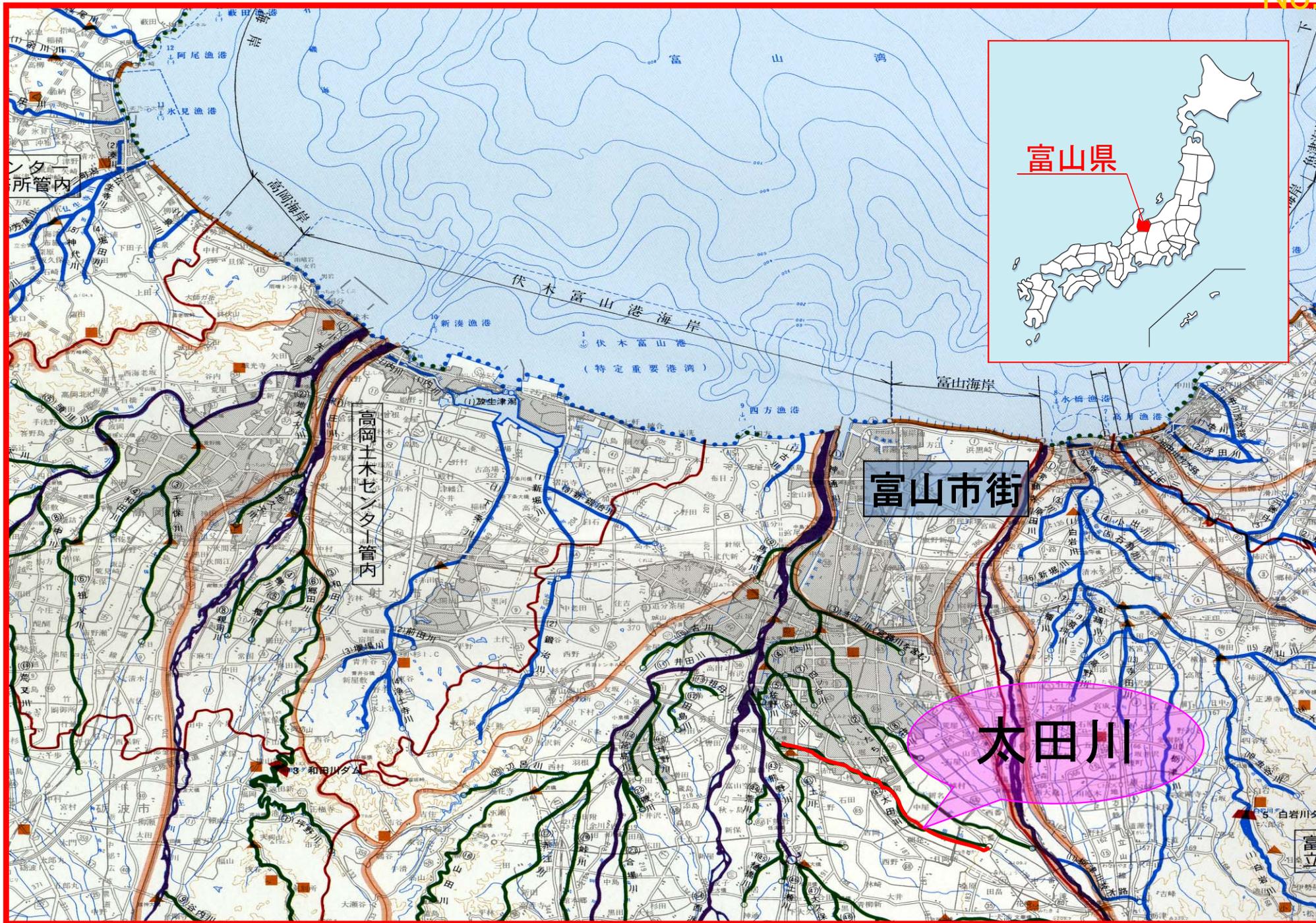


A photograph of a small stream flowing through a residential area. The stream is in the foreground, surrounded by green grass and fallen leaves. In the background, there are several trees with autumn foliage in shades of orange and red. Houses with tiled roofs are visible behind the trees. The overall scene is a peaceful neighborhood setting.

# 神通川水系太田川 多自然川づくり計画

富山県富山土木センター



富山県

富山市街

太田川

高岡土木センター管内

管内

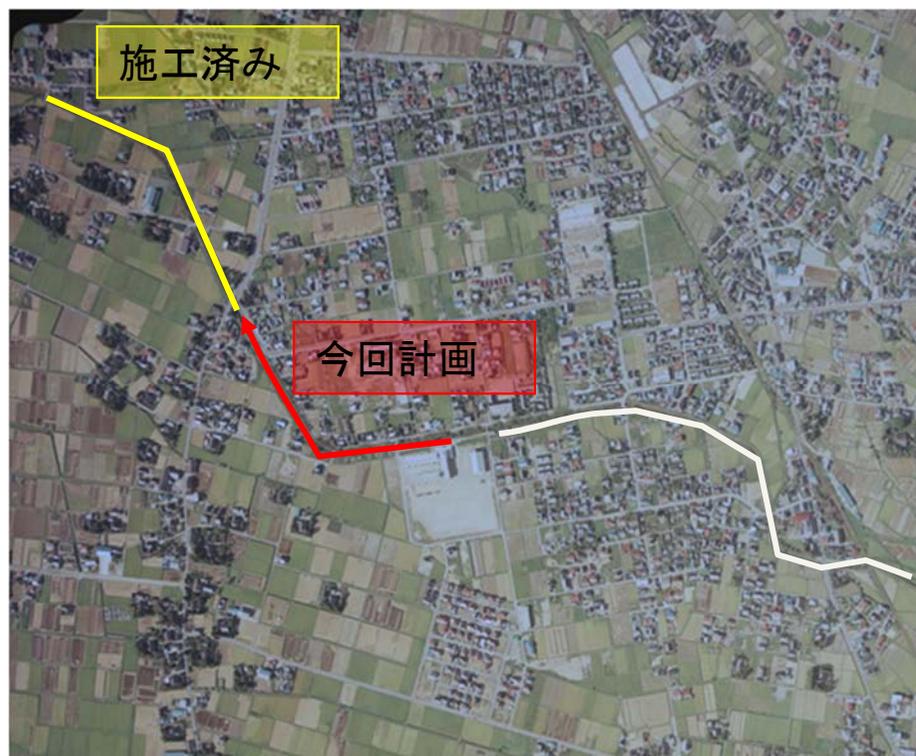
富立

# 空から 太田川

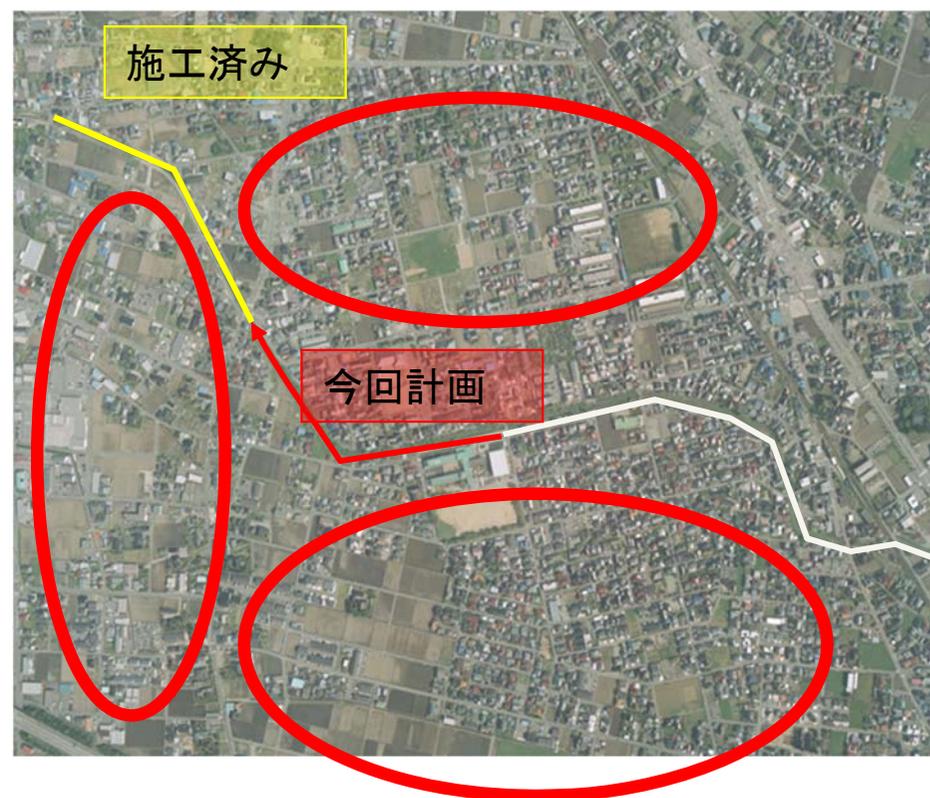


# 空から 35年の変化

昭和50年9月

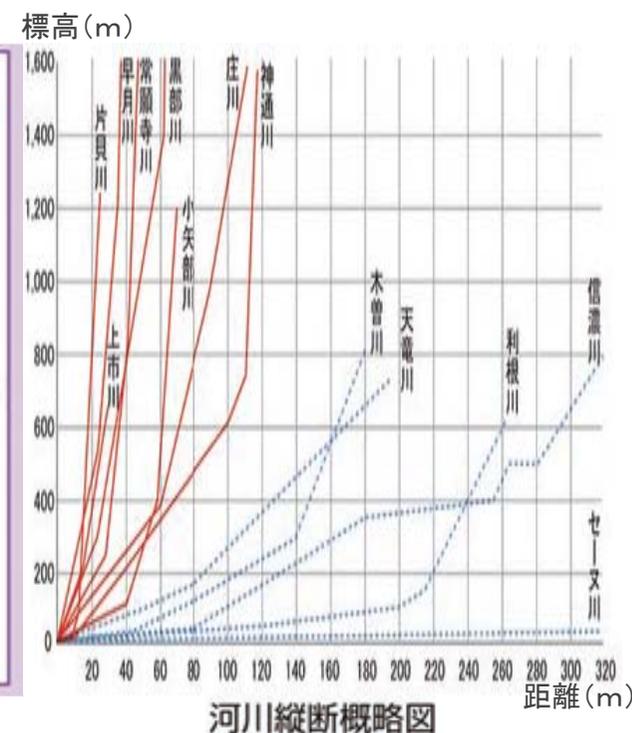


平成21年4月



## 富山県の河川の状況

- 富山県の河川は、3000m級の急峻な山岳地帯を流れ下り、一気に海に注ぐ急流河川が多く、これらの河川は度々氾濫
- このような河川との闘いの中で、水害や土砂災害から人命や財産を守り、また利用するため、県内各所で数々の事業を実施





# 太田川の河川改修の概要

- 富山市街地を流れ、神通川に至る太田川においても、昭和44年に大きな氾濫があり、これを契機に改修事業に着手  
(浸水面積312ha 浸水家屋362戸)

増水時の状況

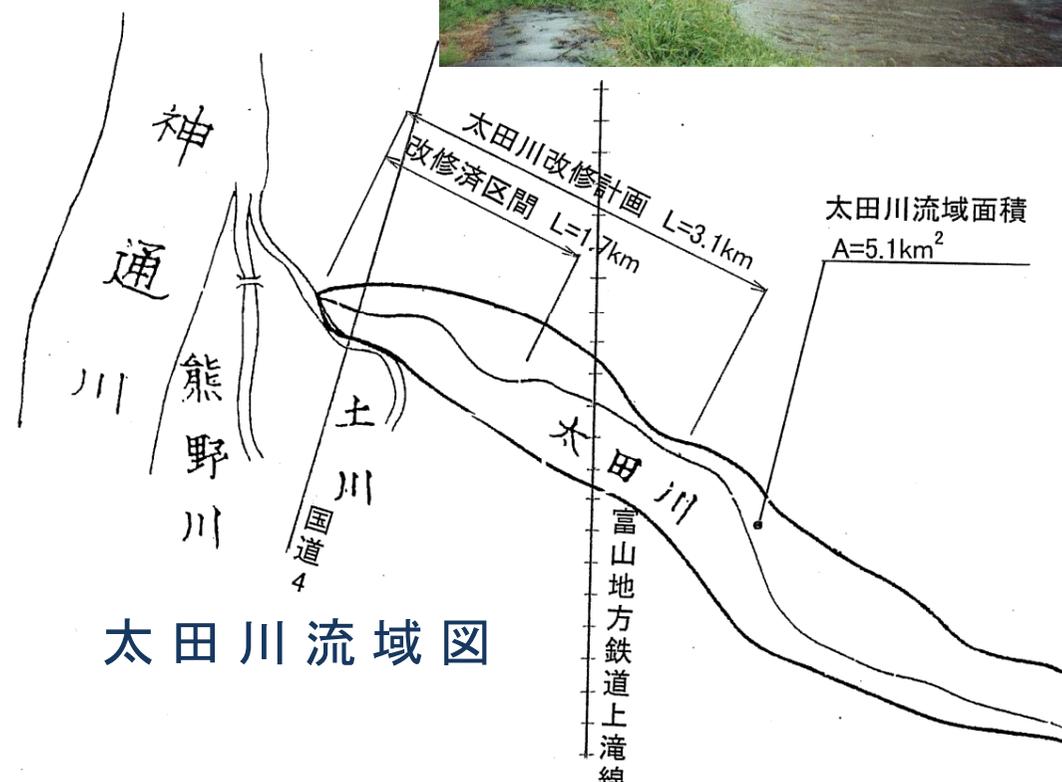


- 流域面積5.1km<sup>2</sup>
- 改修計画延長 約3km

土川合流点～

富山地方鉄道上滝線まで

- 事業着手 昭和49年度
- 平成28年度末で  
約2.0kmを改修済



- 平成8年度までは、洪水対策を主眼に置き、一般的なブロック積み護岸を整備
- 平成9年の河川法改正を契機に、これまでの洪水対策はもとより、環境性を考慮した護岸構造も一部採用



写真1 従来の護岸



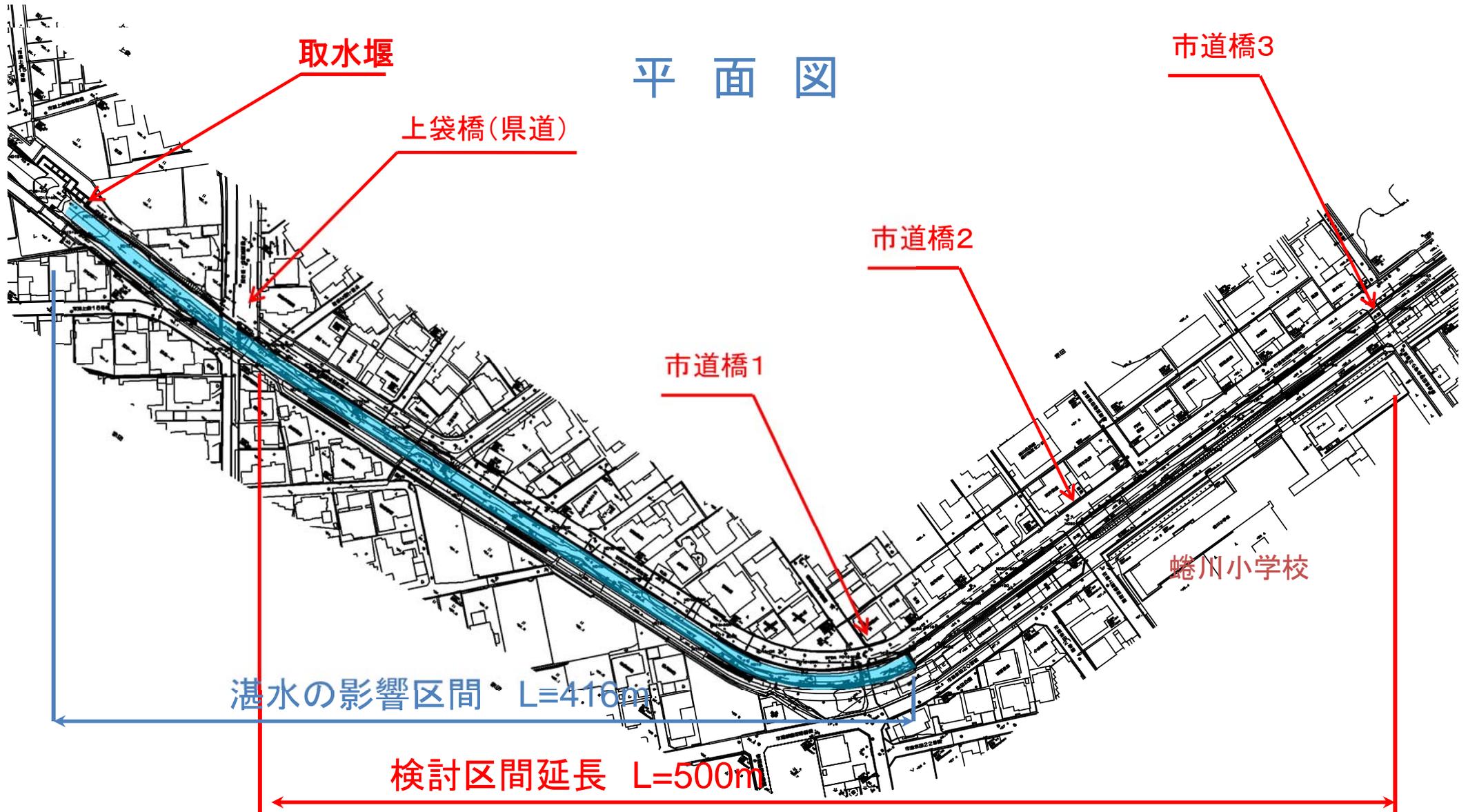
写真2 環境に配慮した護岸

## 太田川の現状と問題点

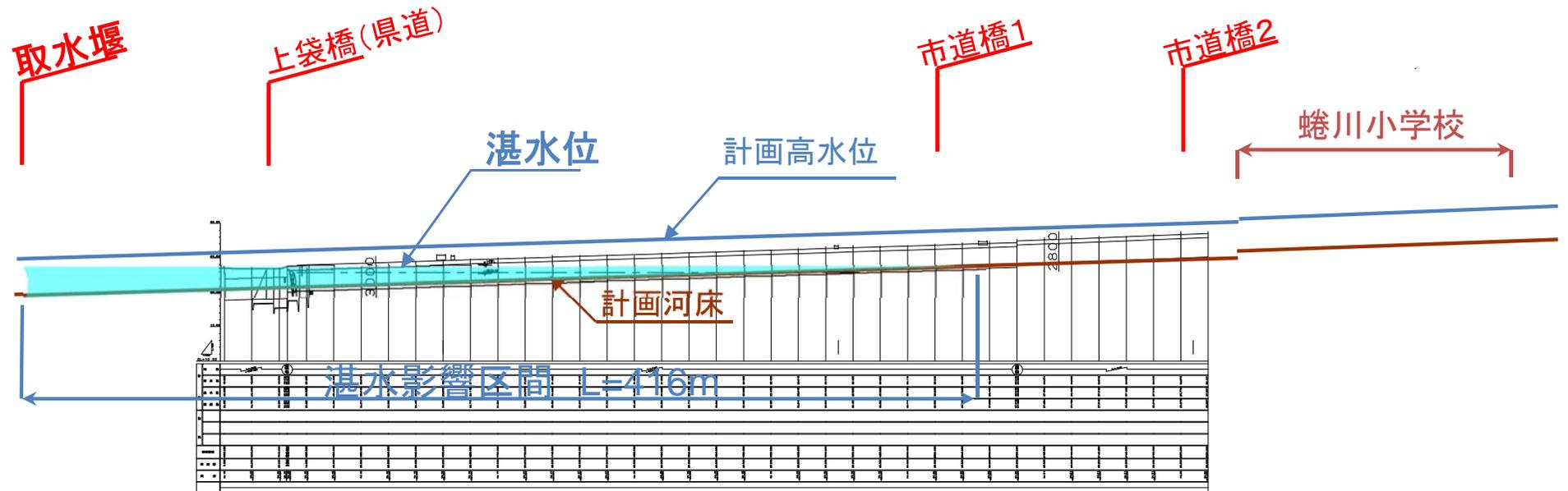
- 富山市街地を流れる都市河川であり、急激な市街化の進展に伴い、雨水の川へ流れ込む時間が早まり、事業着手当時と比べ、洪水の危険性が増している。
- 改修済み区間のほとんどがブロック積護岸で、自然への配慮や親水性を欠いている。
- コンクリート護岸構造であるが、コイ、アユ、ウグイなどの魚類や、それらを捕食するカモ、サギ類等が生息する。

# 太田川の検討区間

## 平面図



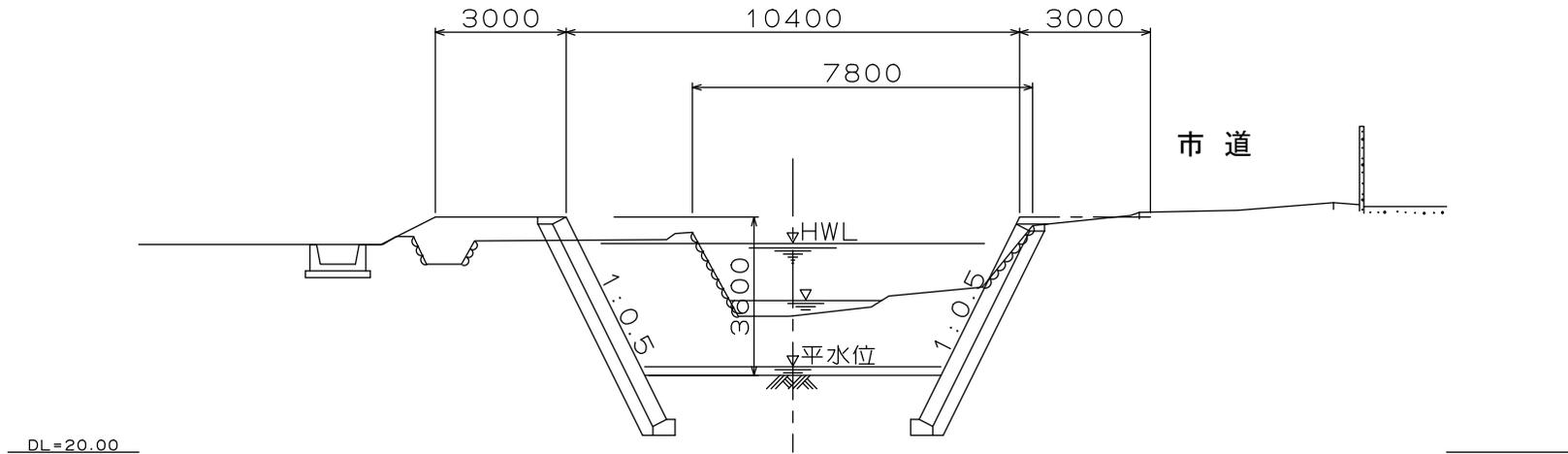
# 縦断面図



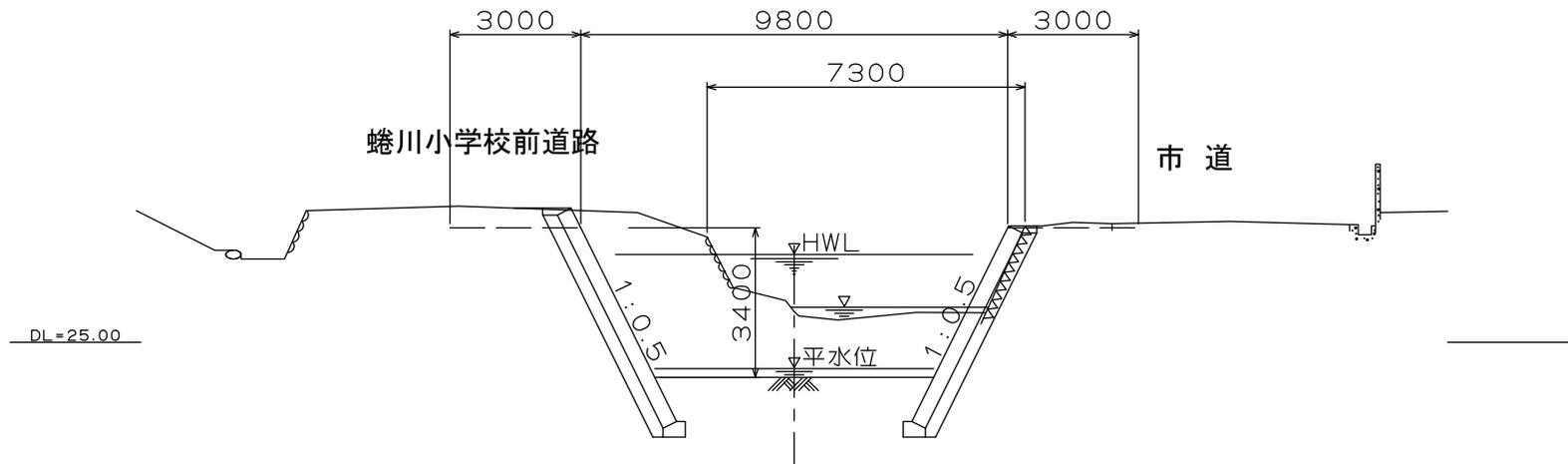
- ・下流側取水堰の起立時は、上流側に湛水の影響が及ぶ。

# 河川標準横断面図(従前の計画)

標準横断面図  
(取水堰～蜷川小学校)



標準横断面図  
(蜷川小学校～)



富山県施策(H15～)

## 高志き豊かな川づくり事業

地域住民の意見を川づくりに積極的に取り組む仕組みづくりを行うことで、  
河川管理者とともに地域の人たち自身が川を愛する心を持ち、  
地域固有の風土や自然環境を守り育てることを目指して

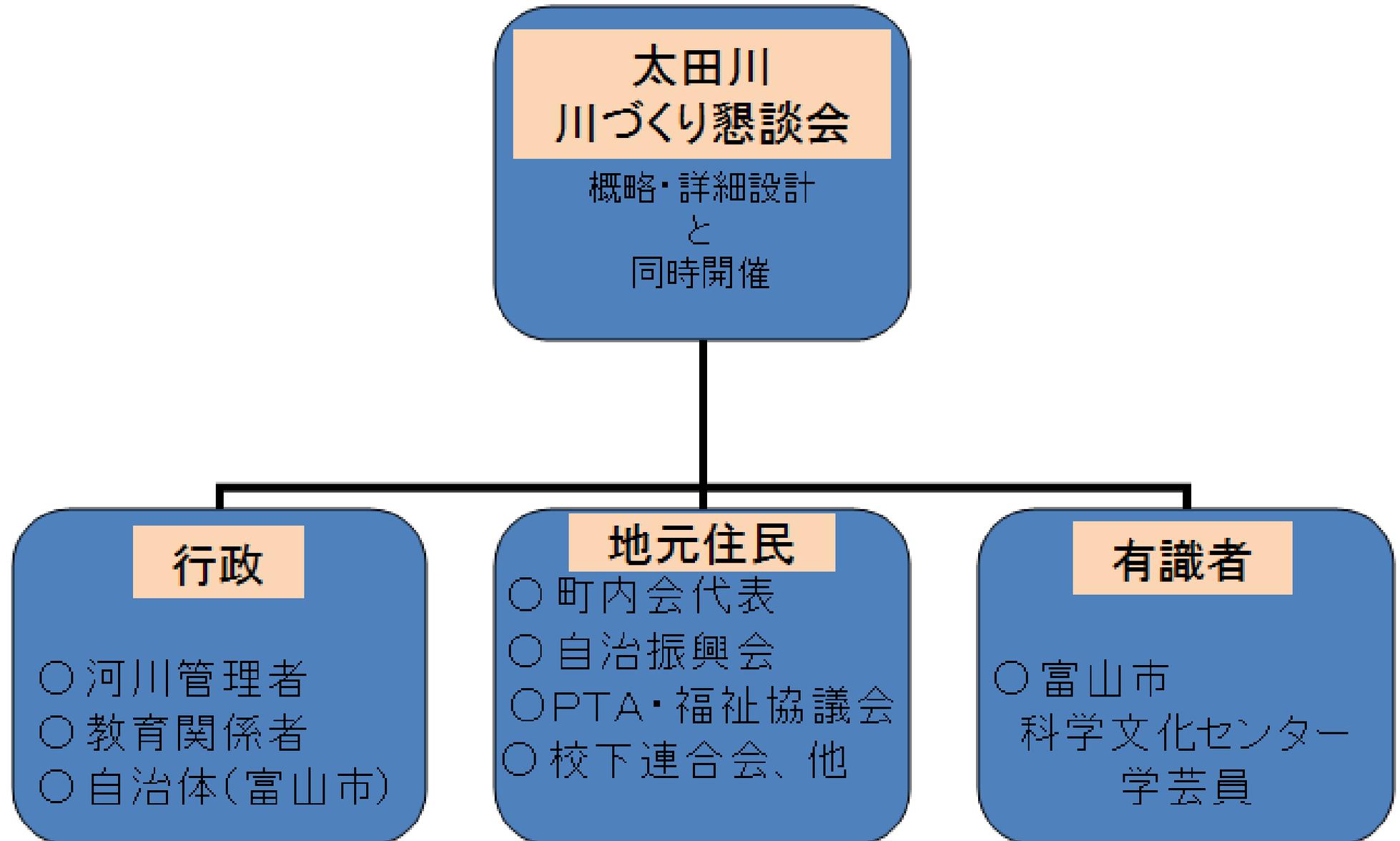
多自然川づくり

・植生の保全・復元 等

川を語る懇談会

・地域住民の意見の聴取

# 懇談会の構成



# 懇談会の開催状況

## ○概略設計にあたって

第1回 H18年1月20日

- ・ 整備方針、原案提示

第2回 H18年2月22日

- ・ 桜並木保存の修正案提示

## ○詳細設計にあたって

第3回 H18年12月14日

- ・ 護岸形式、河床部の草付、防護柵

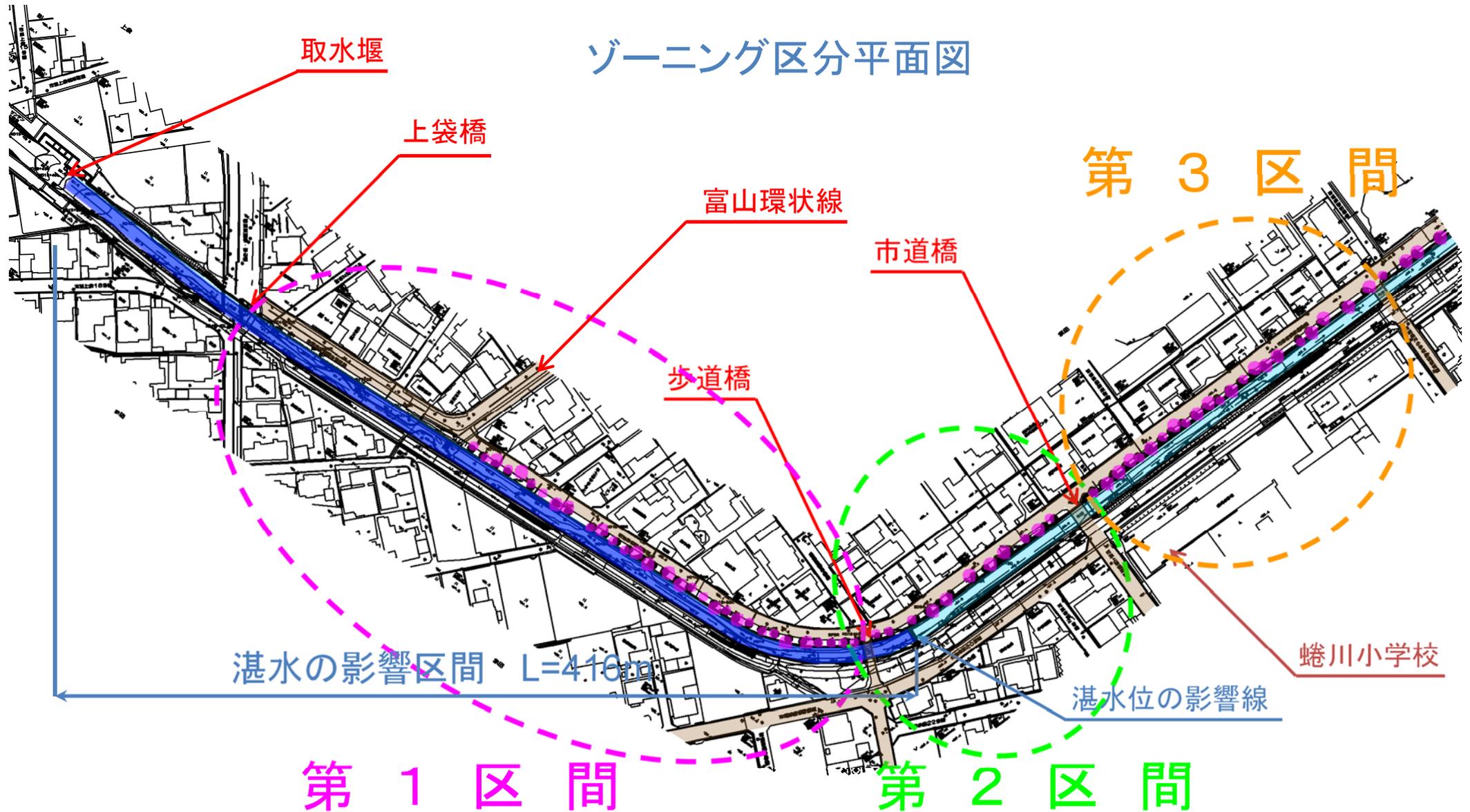


# 改修予定区間の整備方針

- ・河川本来が持つ憩いの場を創造する。
- ・水生動植物と共生できる空間を創造する。
- ・親水性を確保する。
- ・学習の場を提供する。



- 沿川土地利用状況の特色から、計画区間を3つに区分する。



## 《 第 1 区 間 》

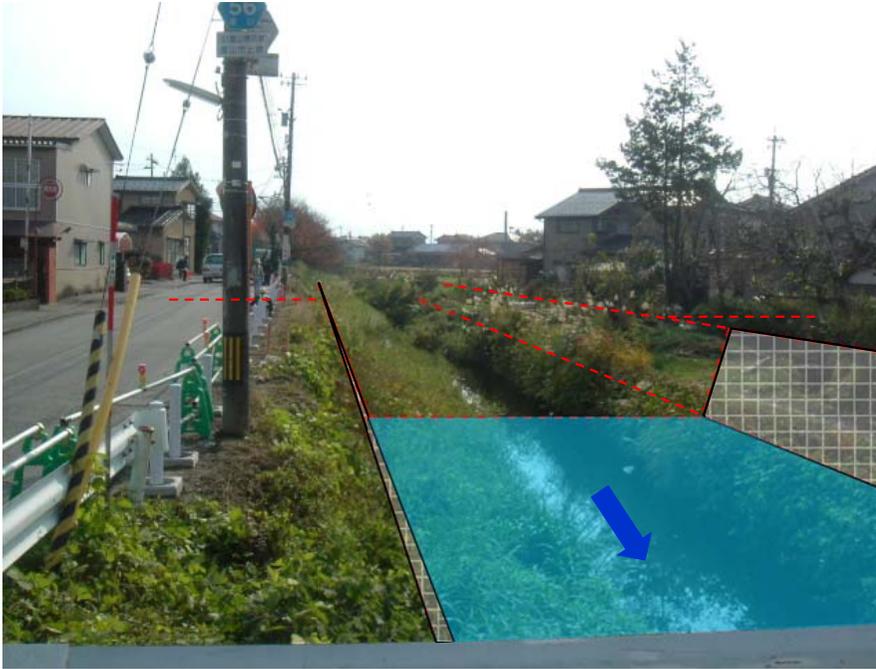


写真3 整備前写真(区間下流より)



写真4 整備前写真(区間上流より)

## 景観の保全ゾーン

- 堰の湛水により水深が深いため、親水性空間には適さないが、自然的な河川表情を創造し、周辺地域の景観の保全に努めるスペースとする。

## 《 第 2 区 間 》

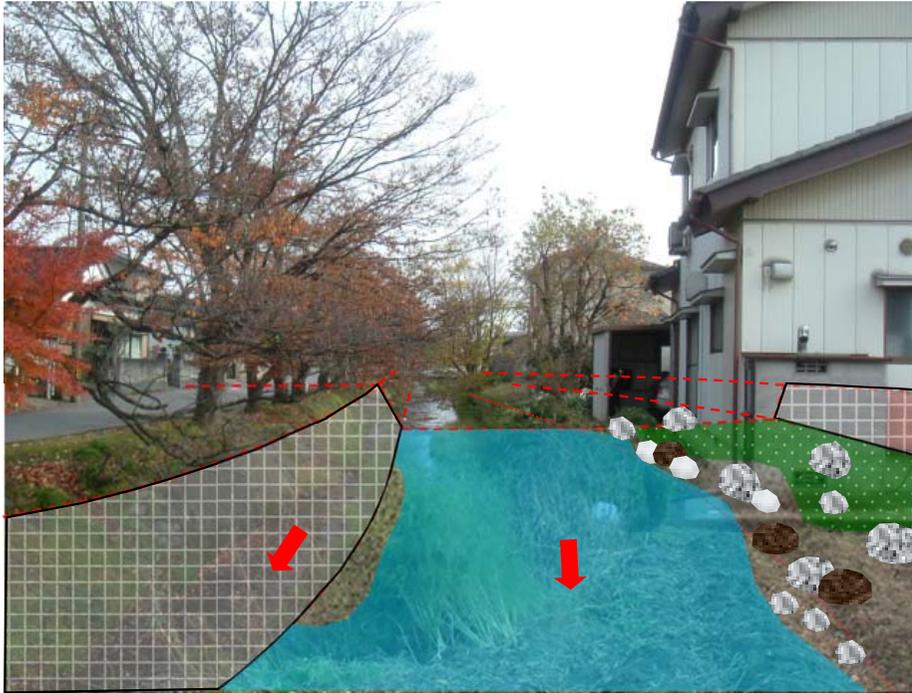


写真5 整備前写真(区間下流より)



写真6 整備前写真(区間上流より)

## 水辺の憩いゾーン

- ・ 広い空間を活用し、水遊びができるような、憩いのための親水スペースとする。

## 《 第 3 区 間 》

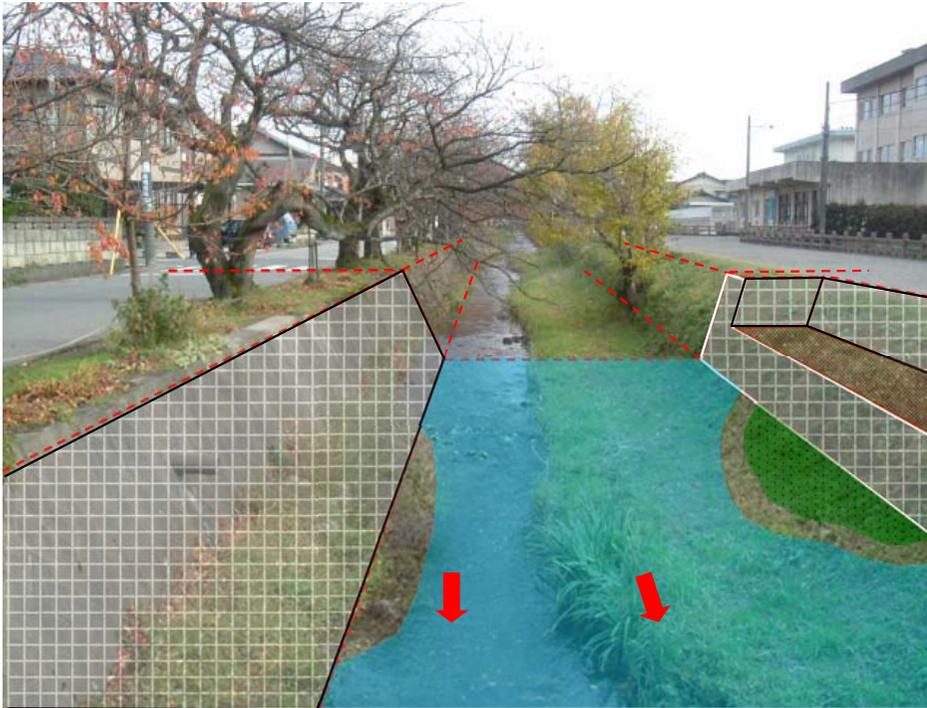


写真7 整備前写真(区間下流より)



写真8 児童の学習風景

## 水辺の学習ゾーン

- ・ 川の「せせらぎ」において水遊びや、魚・水生動植物の観察ができるよう、堤防から川へのアプローチを容易にし、児童らの学習の場のためのスペースとする。

# 懇談会での提案等

- 桜並木の保存要望
- 現在の太田川流況に近づけた護岸の整備の要望
- 小学校児童の通学ルートに配慮した護岸の要望
- 小学校前道路の利用状況に配慮した護岸の要望
- 護岸施工時における桜の木への影響の懸念
- 右岸側道路の交通障害軽減の要望



- 桜への影響が少ない護岸形状の検討
- 小学校前の整備イメージの検討
- 桜並木、右岸側道路交通に配慮した施工方法の検討
- 計画原案、桜の保存について地元・小学校の意見調整

# 太田川の桜並木

- ・昭和35年頃、土地区画整理事業の完成を記念し地元が100本植樹
- ・以降、地元自治会で管理



# 桜並木の現状



約2m



このような木も

植樹以降、60年近く経過  
一説には「60～80年で老齡期」？

# 樹木医に現況の把握と 留意点について相談したところ

- ・半分の木が衰退度「不良」の状態  
(Ⅰ:良、Ⅱ:やや不良、Ⅲ:不良、Ⅳ:著しく不良、Ⅴ:枯死寸前)
- ・工事の際には、大きな根、枝を切断したり、大きな傷をつける可能性が極めて高いため、衰退度がさらに進行すると推測される。

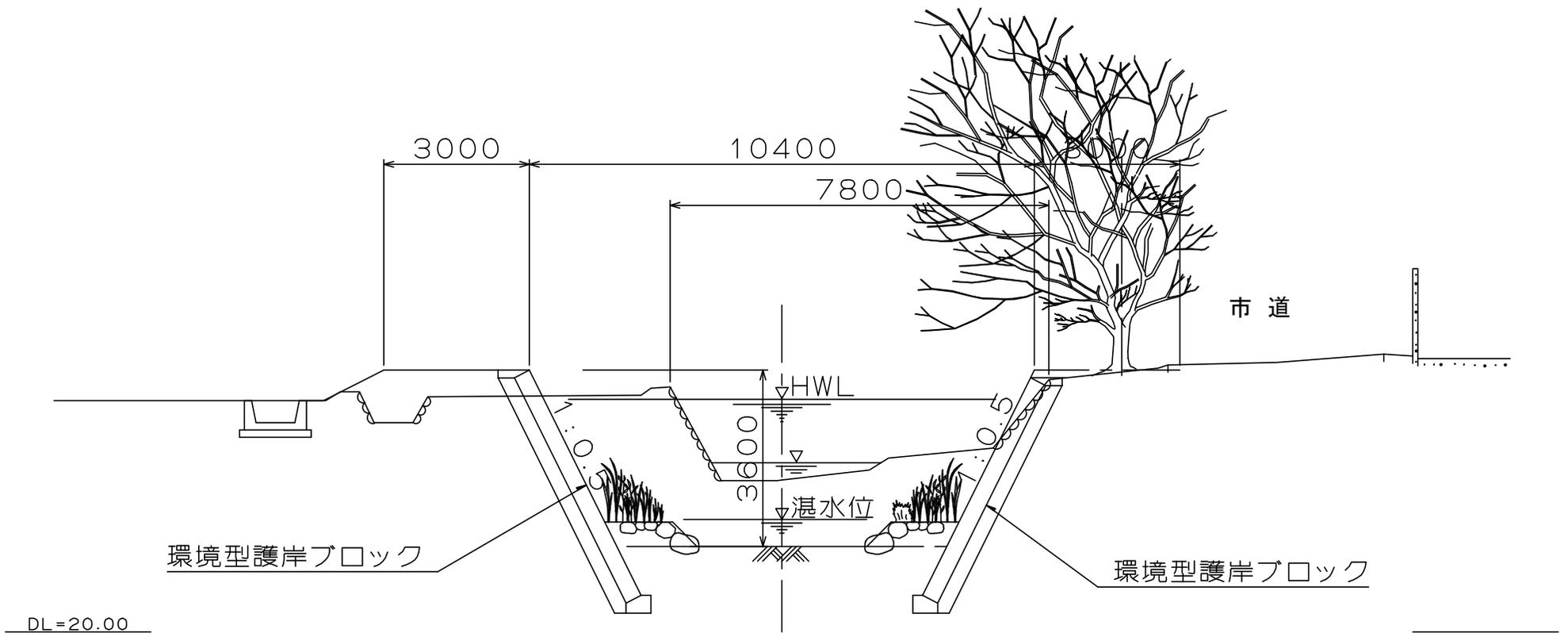


- ・地元に対しては、桜並木の状態を説明。
- ・工事の際には、殺菌剤等を塗布する等、留意することとした。

《 第 1 区 間 》

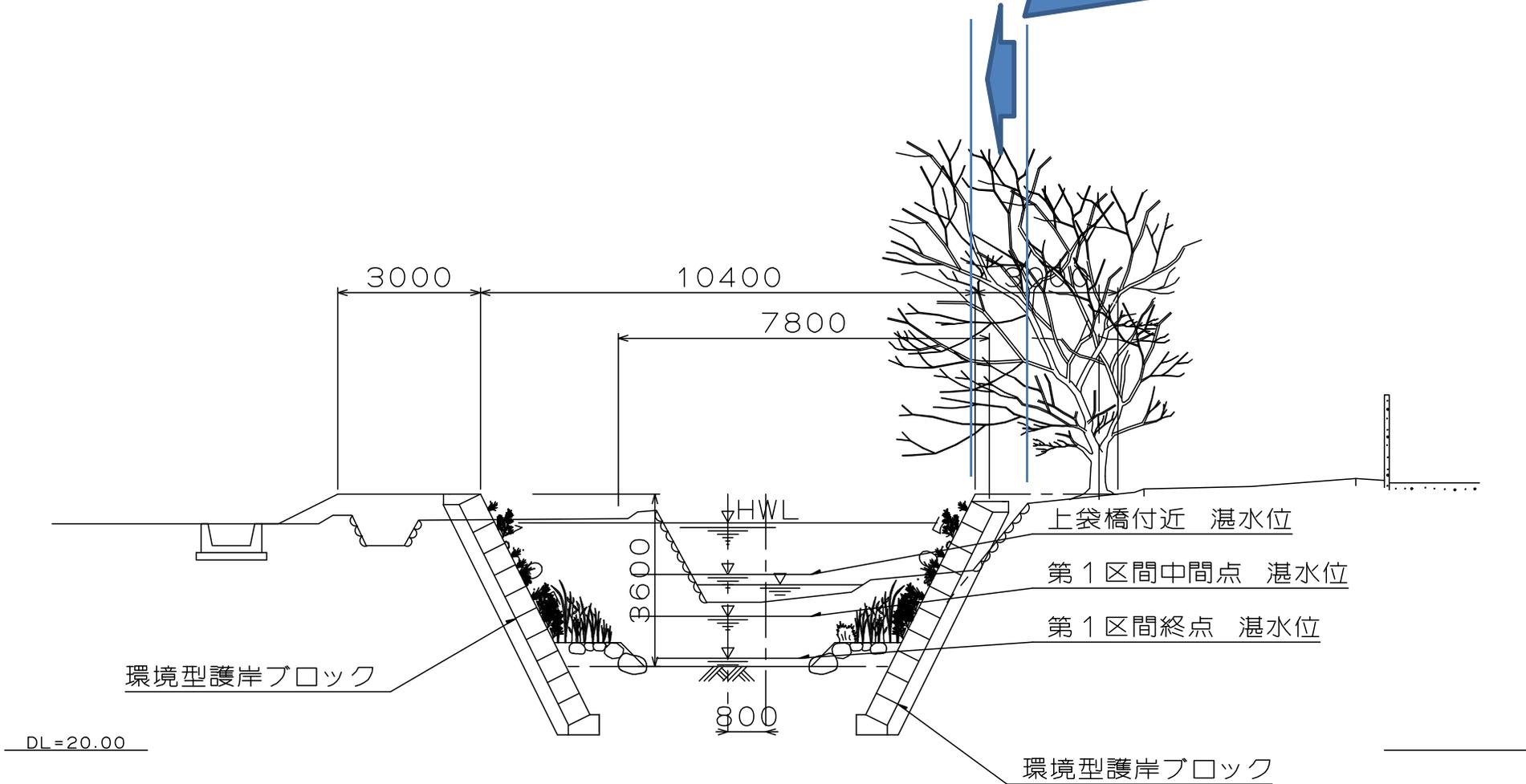
景観の保全ゾーン

計画断面案（当初提示案）



# 意見を踏まえた検討後

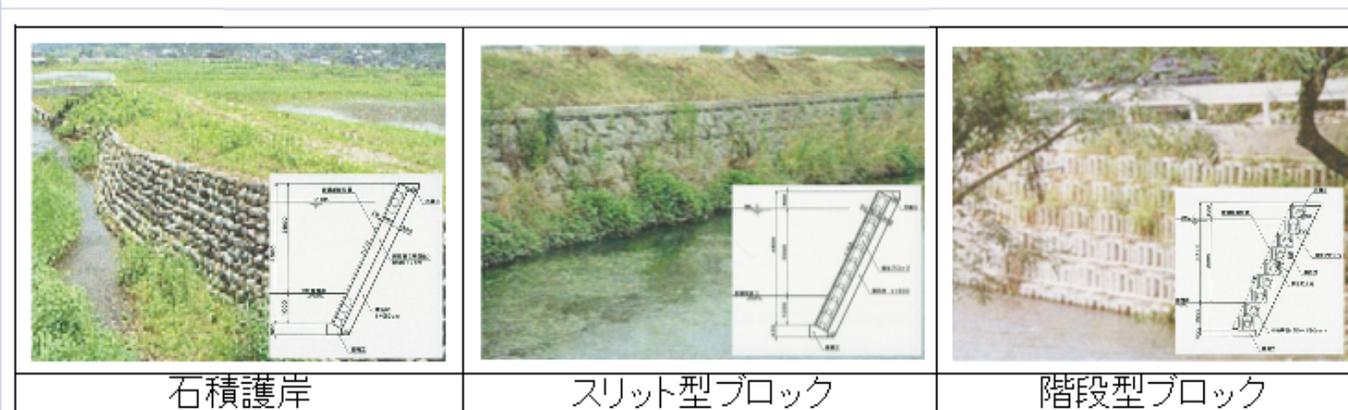
桜に配慮し、左岸側へ法線をシフト



# 環境配慮事項

- 在来植生の早期回復を促すとともに、中詰材の空隙が小型の魚をはじめとした水生生物の生息空間となる環境配慮型ブロックを採用

## 護岸比較資料（提示案）



- 工事に際しては、多様な流況となるよう瀬や淵の保全・形成や、低水部における「草付き」の設置などを検討

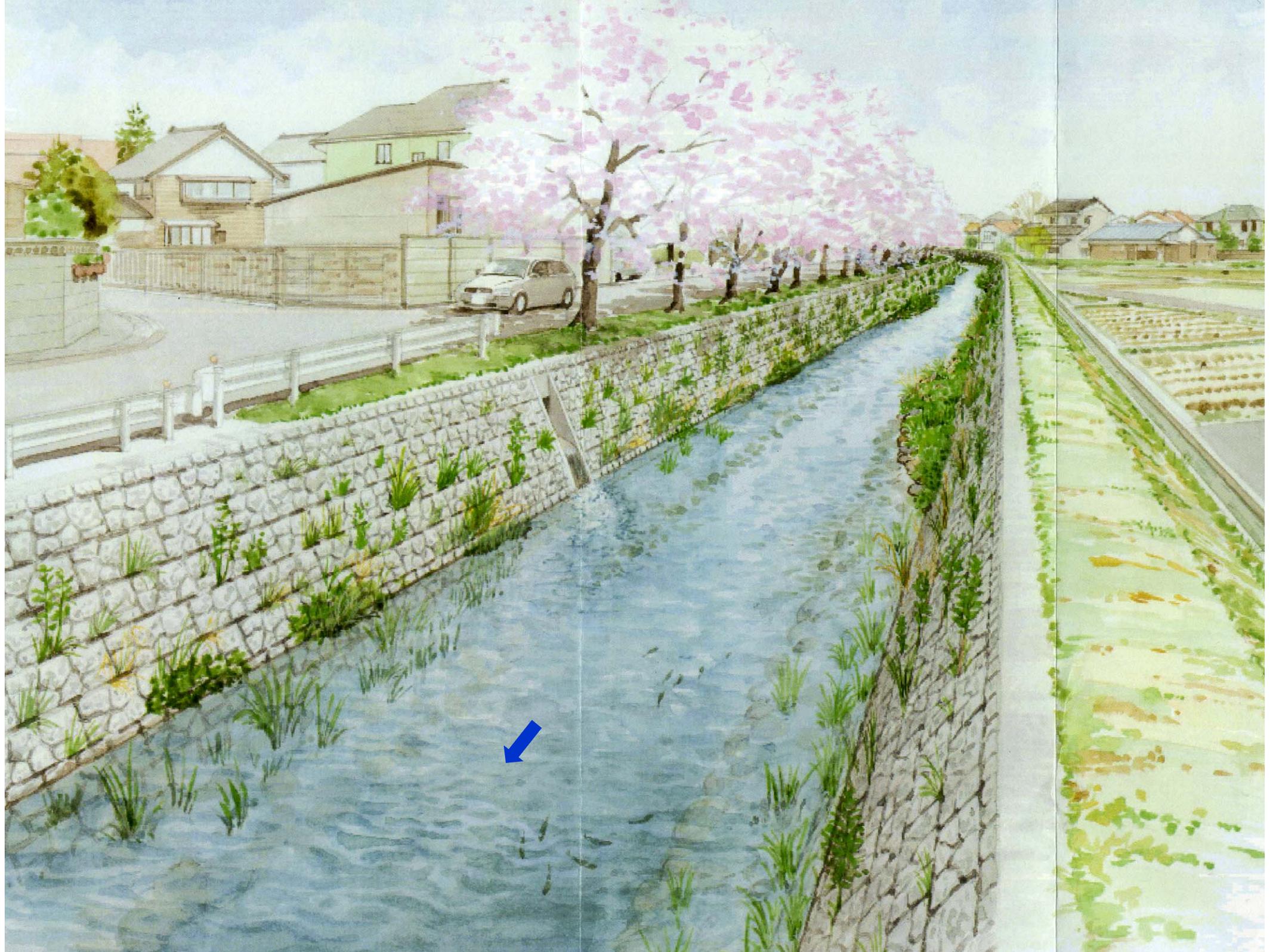
## 懇談会のまとめ

- 第1区間は、取水堰起立時の湛水の影響が大きく危険であることから、通常断面で整備するが、桜への影響を緩和するため河川法線をシフト
- 第2区間は、湛水の影響が少ないことから、桜並木や水面に親しむためのスペースを確保
- 第3区間は、隣接した小学校による利用を意識し、水際にアクセスしやすい憩いの空間を創出

# 完成イメージ

## 第 1 区 間

景観の保全ゾーン



# 完成イメージ

## 第 2 区 間

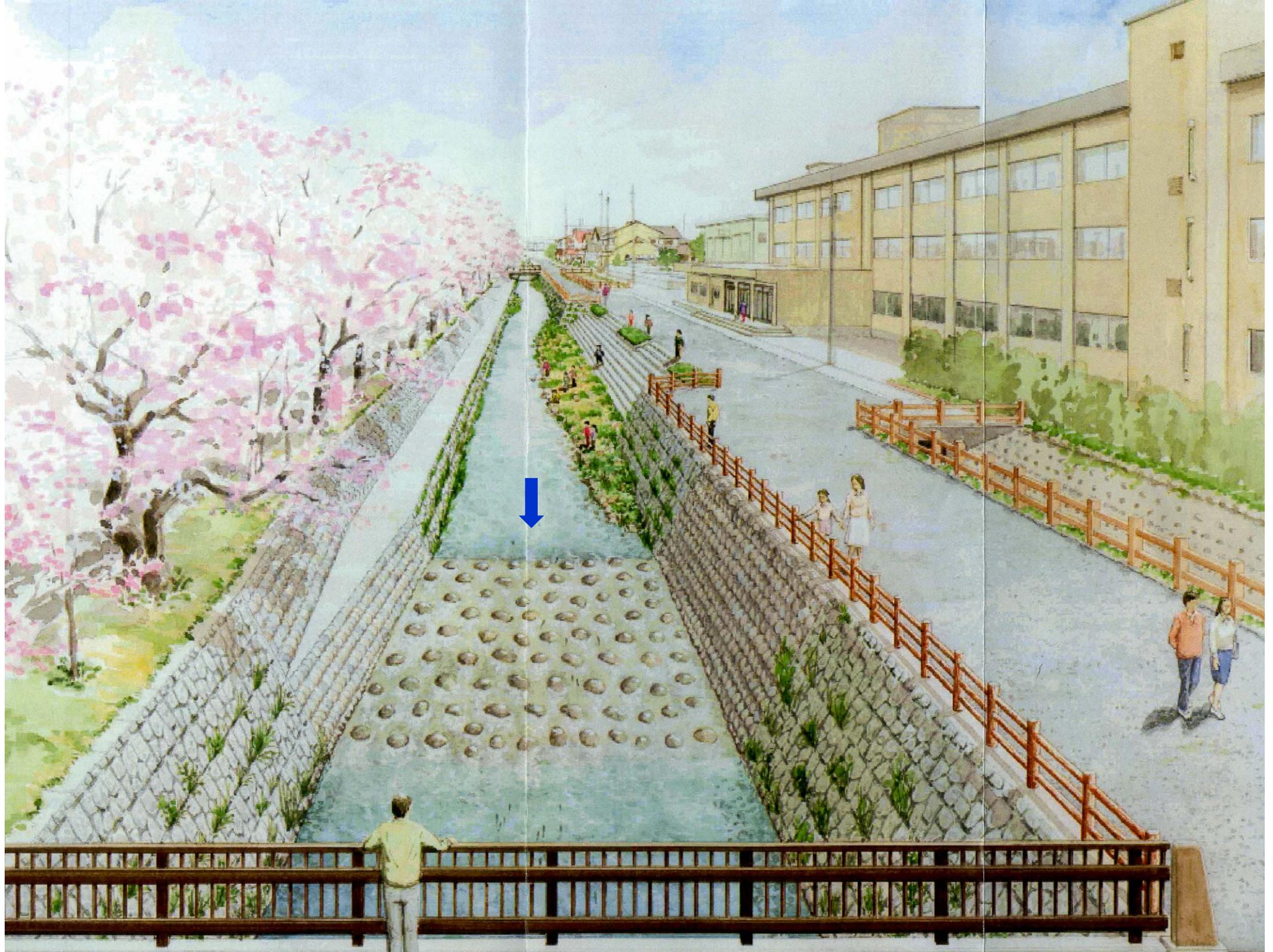
水辺の憩いゾーン



# 完成イメージ

## 第 3 区 間

水辺の学習ゾーン



# 現在の状況



平成29年度中に第1区間の概成を予定

# 今後の課題

- 第1区間では、桜並木への影響は今のところ見られていない。ただし、河道内の植生や瀬・淵が工事により一時的に失われたことから、今後の状況を注視していく。

注視項目の設定、効率的な調査方法など

- 第2区間では、懇談会時の提案では既存の石積みができるだけ残しながら護岸を整備する方針としていたが、既設構造の健全度や地盤の状況を十分に検証した上で、護岸を整備していく。

湧水による砂質土の流出、既存護岸の緩みなど

- 第3区間では、懇談会時の提案を踏まえながら、経年による状況変化等に柔軟に対応する。

住民の高齢化により桜並木の維持の負担感…  
児童の保護者等の安全意識の高まり…など